

議案第 81 号
議決第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）11月26日提出
始良市長 湯元敏浩

（始良市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 始良市職員等の旅費に関する条例（平成22年始良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改める。

（始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第2条 始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年始良市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号」に改める。

（始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年始良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。